

報酬等の支給の基準

社会福祉法人 恵泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵泉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程に定める役員等とは、法人の役員である理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各種委員をいう。

2 前項の各種委員とは、次の委員会等の委員をいう。

- (1) 第三者委員会
- (2) 地域密着型通所介護運営推進会議

(役員等報酬)

第3条 役員等報酬は、法人の業務に携わった日において、別表により支給する。

- 2 理事長には月額7万円の役職手当を支給する。ただし、月5日以上業務出席を要する。
- 3 施設長が理事（業務執行理事）の職務を兼務する場合、職員給与に加えて月額2万円を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、当月発生分を翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に当該役員等の指定する銀行の預金口座へ振込みにより支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき所得税等を控除して支給する。

(交通費)

第5条 役員等の自宅から法人までの実費を支給する。自家用車で来る場合は旅費規程により支払う。

- 2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、旅費規程により支払う。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て定める。

附則施行期日

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 但し評議員に関しては設置された時から適用する。
- 平成28年5月28日改正
- 平成28年10月29日改正
- 平成29年1月14日改正